

津島市ファミリーシップ宣誓制度(案)について

1 趣旨

- 性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、津島市人権が尊重されるまちづくり条例の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、「津島市ファミリーシップ宣誓制度」を創設いたします。
- 本制度は、同性パートナーに限定しない制度であり、性別等にかかわらず、LGBTQ等パートナーの二人や現行法下では婚姻していない事実婚のパートナーの二人も利用できるものとします。
- パートナーシップにある二人に、子を始めたとした近親者(三親等内の者)がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができるものとします。
- パートナーの二人が、ファミリーシップにあることを宣誓した宣誓書等を提出し、市長は、受理証明書及び証明カードを交付します。
- 法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではありません。

2 定義

- (1) パートナーシップ
互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した、2人の者の関係をいいます。
- (2) ファミリーシップ
パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めたとした近親者(三親等内の者)その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約束した関係をいいます。
- (3) 宣誓
市長に対して、ファミリーシップにあることを誓うことをいいます。

3 対象者

宣誓できるのは、パートナーシップ関係にあり次のいずれにも該当する2人の方です。

- (1) 双方が成年(満18歳)に達していること。
- (2) 少なくとも一方が市内に住所を有していること又は宣誓後3か月以内に当市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)がいないこと。
※ただし、宣誓者同士が事実上婚姻関係にある場合を除く。
- (4) 宣誓する方以外とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。
※ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く。
- (6) 子を始めたとした近親者も含め、ファミリーシップの宣誓をする場合は同意が得られていること。

4 必要書類

- (1) 住民票の写し又は住民記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたもの)
- (2) 宣誓時において市内に住所を有していない者の場合は、(1)の書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたもの)
(戸籍謄本、独身証明書等)
- (4) 本人確認書類(運転免許証等)

5 宣誓の方法

宣誓日を予約のうえ、市職員の面前においてファミリーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添えて市長に提出いただきます。

6 交付書類

- (1) ファミリーシップ宣誓書受理証明書
- (2) ファミリーシップ宣誓書受理証明カード
- (3) ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（宣誓者の双方が市内に住所を有していないとき）

7 通称名の使用

性別違和等、特に理由があると認められる場合は、日常生活に用いている通称名を使用することができます。

8 近親者等に関する記載

15歳以上の近親者等の方を含めて宣誓する場合は、「近親の記載に関する同意書」への記入をしていただきます。

※15歳未満の子の場合は、宣誓者の一方または双方と生計が同一であること。

※15歳以上の近親者等は、受理証明書等から氏名を削除するよう申立てすることができる。

9 宣誓事項の変更

以下の事項が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。

- (1) パートナーシップ関係にある二人の住所の変更等
- (2) ファミリーシップ関係にある近親者との関係の解消等

10 再交付

紛失等により受理証明書等の再交付を希望する場合は、再交付申請書により申請をすることができます。

11 返還

以下の要件に該当するときは、受理証明書等を市長に返還するものとします。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

※受理証明書に近親者等の氏名が記載されている場合で、宣誓者の一方が死亡したときでも、引き続きファミリーシップ関係の継続を希望するときは返還の必要はありません。

12 無効

宣誓書の内容に虚偽があったときなどに該当する宣誓は、無効となります。

13 その他

- (1) 戸籍や在留資格等が変るものではありません。
- (2) 宣誓、受理証明書等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料等は自己負担となります。
- (3) 市長は、受理証明書等が返還されたときや宣誓が無効になったときは、受理証明書等の交付番号を公表することができます。
- (4) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適正な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。